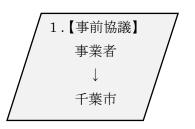
屋外広告物及び屋外を対象とする広告物等の表示・掲出等

## 【手続きフロー】(パンフレット P14 参照)

※①~④は書式番号を示す



事業者は、千葉市(都市景観デザイン室)と事前協議を行う。 ①「事前協議書」及び②「景観デザイン基準チェックリスト(屋外広告物)」を図面等に添付し、正・副2部を提出する。

≪確認・報告(千葉市→事業者、MMK)≫

都市景観デザイン室は、届出のあった事前協議書の回答欄にコメントし、確認印 を押印後、届出者へ副本を返却する。

また、③「事前協議結果書」を作成し、①「事前協議書(写し)」を添付し MMK へ報告する。



2.【届 出】 事業者 ↓ MMK 事業者は、都市景観デザイン室から①「事前協議書」を返却された後、その上に④「広告物デザイン計画届出書」を添付し、MMKに正・副2部を提出する。

≪承 認 (MMK→事業者≫

MMK は、都市景観デザイン室からの③「事前協議結果書」を確認する。 MMK は④「広告物デザイン計画届出書」に対して、業務地域部会及び商業地域 部会で審議した後、承認印を押印し、事業者へ副本を返却する。



「千葉市屋外広告物条例の許可申請が必要な場合」



届出者は、MMKから返却された④「広告物デザイン計画届出書 (承認済写し)」を添付し、都市景観デザイン室へ屋外広告物許可 申請を行う。(※千葉市屋外広告物条例参照)